▶問い合わせ 国民健康保険グループ(☎®1771)

令和元年度国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に送付します

◇令和元年度国民健康保険税額の計算方法

区分	①医療給付費分	②介護納付金分(40歳以上65歳未満 の加入者がいる場合に算定)	③後期高齢者医療支援金等分
(A) 所得割	各加入者の課税標準額(平成30年中の所得-33万円)の合算×9.1公	40歳以上65歳未満の加入者の課税標準額(平成30年中の所得-33万円) の合算×2.5公	各加入者の課税標準額(平成30年中の所得-33万円)の合算×2.9公
(B) 均等割	世帯の加入者数×30,000円	40歳以上65歳未満の加入者数 ×8,700円	世帯の加入者数×8,400円
(C) 平等割	29,000円 (1世帯当たりの定額)	5,900円 (1 世帯当たりの定額)	8,300円 (1 世帯当たりの定額)
小計	(A)+(B)+(C)=①医療給付費分 (課税限度額61万円)	(A)+(B)+(C)=②介護納付金分 (課税限度額16万円)	(A)+(B)+(C)=③後期高齢者医療支援金等分(課税限度額19万円)
合 計	①+②+③=1年間の国民健康保険税額		

[※]国民健康保険税は世帯でとに計算され、低所得世帯は保険税が軽減されます。

医療費の抑制にご協力ください

国民健康保険に加入している皆さんが医療機関で支払う自己負担額以外の医療費は、皆さんが納めている 国民健康保険税や国などからの交付金などで賄っています。医療費の増加は、国民健康保険税の値上げにつ ながりますので、医療費抑制に向けた取り組みにご協力ください。

『かかりつけ医』に行きましょう

『かかりつけ医』とは、自分や家族の病歴など を把握している医師のことです。

いくつもの病院に通ってしまうと、その都度、 初診料がかかるため、軽い症状のときは『かかり つけ医』へ行き、高度な治療や精密検査が必要と 判断された場合は、適切な病院を紹介してもらい ましょう。

診療時間内に受診しましょう

休日・夜間診療は、医療費が高く設定されてい ます。急病以外は、できるだけ平日の診療時間内 に受診しましょう。

定期的に健診を受けましょう

病気の早期発見・治療は、早期回復につながり、 皆さんの経済的負担も少なくなることがあります。 市の国民健康保険に加入している40歳以上の方 は、毎年度1回、特定健診や各種がん検診を無料 で受けることができます(19歳~39歳の方へ向け た健診などもあります)ので、詳しくは問い合わ せください。

『かかりつけ薬局』を決めましょう

複数の医療機関から処方された薬剤を1カ所の 薬局で管理することで、同じ薬の処方や誤った飲 み合わせを防ぐなどの効果が期待できます。

ジェネリック医薬品に切り替えましょう

『ジェネリック医薬品』(後発医薬品)は、先 発医薬品と同等の効能効果を持ち、低価格です。 利用については、医師や薬剤師にご相談ください。

スイッチOTC薬に切り替えましょう

医師の判断が必要だった医薬品を薬局で買える ようにしたものが『スイッチOTC薬』です。 医療機関にかからずに医薬品を購入できるので、 経済的負担を減らすことができる可能性がありま す。

生活に運動を取り入れましょう

運動する機会を増やし、糖尿病や心臓病、認知 症などの病気にかかるリスクを減らしましょう。 市の国民健康保険に加入し、特定健診を受診し た40歳以上の方は、市民プールの6カ月会員カー ドの利用料助成を受けることができます。

[※]地方税法施行令の一部改正に伴い、『医療給付費分』の課税限度額が58万円から61万円になりました。